

教育委員会定例会事項書

令和7年11月4日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 横 山 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

公開

4 議 題

議案第 26 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

非公開

5 報 告 題

報告 1 令和6年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

公開

6 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和7年10月23日(木)

開 会 9時30分

閉 会 10時23分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第25号 職員の懲戒処分について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和7年度三重県学校保健功労者表彰について

報告2 令和8年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告3 令和8年度三重県立学校看護科・工業科教員採用選考試験の実施について

報告4 令和8年度三重県立特別支援学校療育科教員採用選考試験の実施について

報告5 令和8年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師採用候補者名簿登載試験の実施について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 6

公立学校教員の研修に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 1 月 4 日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請6	令和7年9月26日	(件名) 公立学校教員の研修に関する請願書 (要旨) 教員の自主性・自発性に基づくという、教育公務員特例法における研修の趣旨に反した研修受講命令が県教育委員会より県内公立学校教員に対して行われている。教員研修を受講命令する行為は教職の専門性を否定し、教職の尊厳を傷つけているとさえいえる。今後は不適法な研修受講命令を行わないようにしてほしい。	みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 鍋矢 善史 三重県津市寿町7-50	本請願は不採択としたい。 教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等を確認しましたが、法令に反している研修の実施はしていないものと考えています。 研修については、教職員が子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定め、経験や職種に応じた内容を実施しています。 また、教職員のコンプライアンスなど、今日的課題に係る研修については、必要性を精査しながら県立学校長会や市町等教育委員会と連携して実施しています。

2025年9月26日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

公立学校教員の研修に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 鍋矢 善史

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

教員の自主性・自発性に基づくという、教育公務員特例法（教特法）における研修の趣旨に反した研修受講命令が県内公立学校教員に対して行われています。今後は不適法な研修受講命令を行わないようにしていただきたく思います。日本国憲法第16条および請願法にもとづき、請願いたします。

2 請願の理由

当組合は法定外経年研修（教職2～3年次研修、教職6年次研修）や、今年度実施された「教職員人権感覚ブラッシュアップ研修」などについて、教員に受講命令がされている現状を問題視しております。

一般行政職の地方公務員であれば、地方公務員法（地公法）第39条第2項により、研修は任命権者が行うものと規定されています。つまり、一般行政職の場合、研修実施権が任命権の一環として明確に位置付けられていると言えます。一方で、教育公務員の場合、教育公務員特例法（教特法）は、研修は任命権者が行うものとは規定していません。仮に教育公務員が、一般行政職の地方公務員と同様に研修受講命令の対象となるのであれば、研修に関する規定は一般法である地公法だけで事足りるはずですが、特別法である教特法によって研修に関する規定が別途定められているのは、教育公務員の研修が一般行政職の地方公務員の研修とは異なる取り扱いを受けるからにはかなりません。地公法と異なり、研修を任命権者が行う旨の規定が教特法にないことで、教員の任命権者である県教育委員会は、教員に対し研修受講を命ずる権限が否定されています。そのため、上述の研修について受講命令がされていることは法の趣旨に反しているといえます。

上述の研修に関して受講命令を行う根拠規定について県教育委員会事務局各課に尋ねさせていただきましたが、各課からお示しいただいた根拠法令はいずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（地教行法）第21条第8号でした。しかし、県教育委員会が教員に対して研修受講を命じる権限を有さない以上、当該規定は単に研修の実施が教育委員会の所管事務であることを定めるだけに留まっています。本規定を拡大解釈し、教員に受講を命じる権限を教育委員会に付与したものとすることはできません。

教員研修は、自身に関わる児童生徒に教育を行う上で、どのような事柄について理解を深める必要があるのかということを、教員が主体的に判断して行うことが必要かつ重要です。だからこそ、教員の研修は、教員の自主性・自発性に委ねられているのだと考えます。教員研修を受講命令する行為は教職の専門職性を否定し、教職の尊厳を傷つけているとさえいえ、当組合としては容認できません。不適法な研修受講命令を改めることで、研修が教員の自主性・自発性に基づいて行われるようにしていただきたく思います。

報告 1

令和6年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

令和6年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年11月4日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

令和6年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果 について【概要】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課

1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、教育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

2 調査について（文部科学省が示している基準等）

（1）暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、その他の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

（2）いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（3）長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない。）ことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通り、校長が出席扱いとした場合も欠席日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選んでいます。

- 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。
- 「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

* 「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、

家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

（４）高等学校における中途退学

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含みません。

３ 調査結果の概要

県内の国立・公立（県市町等立）・私立学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

（１）暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	合計	1,000人あたりの発生件数
全国	82,997	40,039	5,823	128,859	10.4
三重県 （国公私立）	886	637	108	1,631	9.1
（うち公立）	872	608	85	1,565	9.7

- ・ 令和６年度三重県（公立学校）の暴力行為の発生件数は、1,565件で、令和５年度と比較すると57件減少（前年度比3.5%減）しました。校種別では、小学校162件減少（同15.7%減）、中学校80件増加（同15.2%増）、高等学校25件増加（同41.7%増）となっています。
- ・ 過去５年間では、小学校は令和５年度が最多、中学校と高等学校は令和６年度が最多となっています。
- ・ 形態別の発生件数は、対教師暴力212件（構成比13.5%）、生徒間暴力1,192件（同76.2%）対人暴力9件（同0.6%）、器物損壊152件（同9.7%）です。過去５年間、生徒間暴力が最多となっています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1,000人あたりの認知件数
全国	610,612	135,865	18,891	3,654	769,022	61.3
三重県 (国公私立)	4,278	1,349	467	48	6,142	34.0
(うち公立)	4,226	1,322	430	48	6,026	37.0

- 令和6年度三重県（公立学校）のいじめの認知件数は6,026件で、令和5年度と比較すると全体で805件減少（前年度比11.8%減）したものの、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、過去2番目に多い値となっています。校種別では、小学校は583件減少（同12.1%減）、中学校は252件減少（同16.0%減）、高等学校は33件増加（同8.3%増）、特別支援学校は3件減少（同5.9%減）となっています。また、公立学校における令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件（小学校5件、中学校6件、高等学校8件、特別支援学校1件）です。
- 過去5年間の認知件数は増加傾向で、1,000人あたりの認知件数を令和2年度と比較すると、小学校は約1.7倍、中学校は約1.7倍、高等学校は約1.6倍、特別支援学校は約2.2倍と、全ての校種で増加しています。
- いじめ発見のきっかけは、小中学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く（構成比小学校57.9%、中学校27.5%）、過去5年間をみても最も高い状態が続いています。県立高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く（同49.5%）、令和5年度と同じ状態が続いています。特別支援学校では「学級担任が発見した」が最も多く（同25.0%）、令和2年度から令和5年度まで最も多かった「本人からの訴え」を上回りました。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	小学校		中学校		合計	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	不登校児童数	1,000人あたりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	137,704	23.0	216,266	67.9	353,970	38.6
三重県 (国公私立)	1,954	23.2	2,937	63.3	4,891	37.5
(うち公立)	1,936	23.3	2,823	64.7	4,759	37.6

- 令和6年度三重県の公立小中学校の不登校児童生徒数は4,759人で、令和5年度と比較すると191人増加（前年度比4.2%増）し、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。
- 公立小中学校1,000人あたりの不登校児童生徒数は37.6人で、過去5年間で見ると年々増加しています。

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

	全日制		定時制		合計	1,000 人あたりの不登校生徒数
	不登校生徒数	1,000 人あたりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000 人あたりの不登校生徒数		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。				67,782	23.3
三重県 (国公立)					1,322	31.2
(うち公立)	712	23.4	398	246.0	1,110	34.6

- ・令和 6 年度県立高等学校の不登校生徒数は 1,110 人で、令和 5 年度と比較すると 87 人増加（前年度比 8.5% 増）し、調査が開始された平成 16 年度以降、最多となっています。課程別では、全日制は 40 人増加（同 6.0% 増）、定時制は 47 人増加（同 13.4% 増）しています。
- ・1,000 人あたりの不登校生徒数は、全日制で 23.4 人（前年度比 1.5 人増）、定時制で 246.0 人（同 19.3 人増）となっています。全日制と定時制を合わせた人数を過去 5 年間でみると、増加率の大小に差はあるものの、年々増加しています。

（４）高等学校における中途退学

【中途退学者数】

（単位：人）

	全日制		定時制		通信制		合計	中途退学率
	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。						44,571	1.4
三重県 (国公立)							512	1.1
(うち公立)	233	0.77	114	7.17	22	0.89	369	1.07

- ・令和 6 年度県立高等学校の中途退学者数は 369 人で、令和 5 年度と比較すると、43 人増加（前年度比 13.2% 増）し、調査が開始された平成 4 年度以降、令和 3 年度まで減少傾向であったが、令和 4 年度から増加に転じています。課程別では全日制 31 人増加（同 15.3% 増）、定時制 3 人増加（同 2.7% 増）、通信制 9 人増加（同 69.2% 増）しています。
- ・中途退学の事由は、全ての課程で「進路変更」が最多となっています。（構成比：全日制 60.9%、定時制 47.4%、通信制 72.7%）

4 今後の対応方針

（１）暴力行為

- ・県立学校の生徒指導担当教員等を対象として、児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、アンガーマネジメントに係る研修を行い、各校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- ・心理的な側面での支援が必要な場合にはスクールカウンセラーを、暴力行為の背景に、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合にはスクールソーシャルワーカーを派遣します。状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員をチームとして派遣し、学校や児童生徒を支援します。

- ・暴力行為の内容に応じて、学校警察連絡制度を活用して、警察との情報共有や連携強化に取り組むとともに、児童相談所との連携を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添った対応を進めます。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組めます。
- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気づくとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめを許さない態度・能力を身につけることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防のための動画教材」の活用を、県内に推進します。

(2) いじめ

- ・教職員が児童生徒のささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、児童生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を行います。
- ・学校がいじめを発見または情報を得たときには、組織で直ちに認知し解消に向けて取り組むとともに、いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに即して対応します。
- ・いじめの迅速・確実な対応を図るため、いじめ対応情報管理システムを活用し、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。
- ・学期に1回以上のいじめアンケートを継続するとともに、学習端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを学校に報告できるようにするなど、学校に相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・保護者向けの「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、家庭と協力して子どもの変化や兆候を把握したり、いじめ電話相談やSNSによる相談を継続して実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応を進めます。
- ・児童生徒がいじめはいけないと理解するだけでなく、いじめをなくすためにできることを考え、行動につなげられるよう、道徳教育を充実するとともに、いじめ防止強化月間において、児童生徒が主体となるいじめ防止の取組を行います。
- ・児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。
- ・児童が、いじめを正しく理解し、いじめに至らない人との関わり方を身につけることで、有意義で安心した学校生活を送ることができるよう、小学校第3学年または第4学年を対象としたいじめ予防プログラムを進めます。
- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気づくとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめを許さない態度・能力を身につけることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防のための動画教材」の活用を、県内に推進します。(再掲)

(3) 不登校

- ・児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり、協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めます。
- ・校内教育支援センターの設置を促進し、自分の教室に入りづらい児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境づくりを行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や訪問型支援等を実施し、専門家を含めたチーム学校としての相談体制の一層の充実を図ります。
- ・各市町において学びの多様化学校の設置の検討が進むよう、県立みえ四葉ヶ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の手続きに関することなどを市町等教育委員会にも周知します。
- ・不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるようフリースクール等民間施設が実施する多様な学びや活動への支援を行います。また、経済的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよう利用料の一部を補助します。
- ・保護者相談会を実施し、不登校の子どもの保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりする場を提供します。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。（再掲）

(4) 中途退学

- ・進学希望の中学生が高等学校の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、高校生活入門講座やホームページによる学校紹介を行います。また、市町等教育委員会やPTA連合会等とともに、日本語指導が必要な生徒や不登校生徒、保護者向けの進学説明会等の取組を進めます。
- ・高等学校入学後、学校生活に早期に適応できるよう、教職員によるオリエンテーション、個人面談、ガイダンス等やスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、きめ細かな対応を進めます。
- ・県立教育支援センターにおいて、高等学校を中途退学した生徒を対象に就学、就職等個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、進路未決定のまま県立高等学校を中途退学した生徒に相談機関の資料を提供するなど、必要な支援情報が届くよう取り組みます。
- ・高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を支給するなど、教育費の負担を軽減することで、経済的な理由により修学が困難となる生徒の発生防止を図ります。

5 参考資料【三重県（公立学校）の状況】

別紙1～別紙5

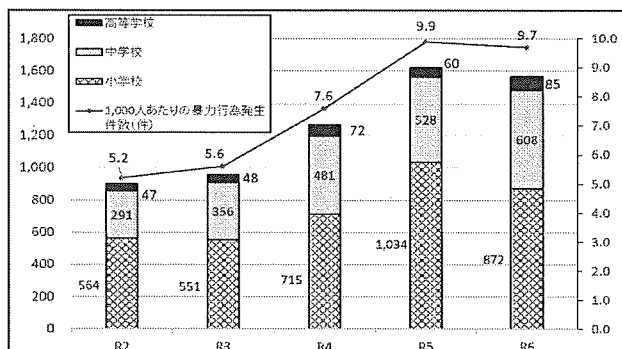
令和6年度 公立小中学校および県立高等学校における暴力行為の状況

1 概要 (図1参照)

(図1) 暴力行為発生件数の推移

(単位: 件)

- 令和6年度の公立小中学校および県立高等学校における暴力行為発生件数は1,565件で、令和5年度(1,622件)と比較して57件減少(前年度比3.5%減)している。
- 公立小中学校および県立高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数は9.7件で、令和5年度(9.9件)より0.2件減少し、過去5年間で初めて減少に転じた。
- 小中学校における暴力行為発生件数が依然として多い要因としては、学校が児童生徒を丁寧に見守り、ささいな行為も積極的に暴力行為として把握していることが考えられる。



2 校種別状況 (表1参照)

(表1) 暴力行為発生件数の推移(校種別) (単位: 件)

- 令和5年度と比較すると、小学校で162件の減少(15.7%減)、中学校で80件の増加(15.2%増)、高等学校で25件の増加(41.7%増)。過去5年間をみると、小学校は令和5年度が最多、中学校と高等学校は令和6年度が最多となっている。

	R2	R3	R4	R5	R6	増減人数(人)	前年度比(%)
小学校	564	551	715	1,034	872	▲ 162	▲ 15.7%
中学校	291	356	481	528	608	80	15.2%
高等学校	47	48	72	60	85	25	41.7%
計	902	955	1,268	1,622	1,565	▲ 57	▲ 3.5%

3 形態別状況 (表2参照)

- 全ての校種の合計では、対教師暴力が31件の増加(17.1%増)、生徒間暴力が105件の減少(8.1%減)、対人暴力が2件の増加(28.6%増)、器物損壊が15件の増加(10.9%増)となっている。
- 校種別でみると、全ての校種で生徒間暴力が最多となっており、小学校では668件(構成比76.6%)、中学校では462件(同76.0%)、高等学校では62件(同72.9%)となっている。また、全ての校種の合計では、生徒間暴力1,192件(構成比76.2%)、対教師暴力212件(同13.5%)、器物損壊152件(同9.7%)、対人暴力9件(同0.6%)の順となっており、過去5年間、同様の順となっている。
- 令和5年度から減少となったのは、小学校における生徒間暴力(19.1%減)および器物損壊(31.4%減)、高等学校における対教師暴力(40.0%減)および対人暴力(100.0%減)となっている。

(表2) 暴力行為発生件数の推移(校種別・形態別)

形態		小学校					中学校					高等学校					合計				
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
対教師暴力	発生件数(件)	134	86	170	121	143	26	37	55	55	66	6	4	2	5	3	166	127	227	181	212
	構成比(%)	23.8	15.6	23.8	11.7	16.4	8.9	10.4	11.4	10.4	10.9	12.8	8.3	2.8	8.3	3.5	18.4	13.3	17.9	11.2	13.5
生徒間暴力	発生件数(件)	355	399	466	826	668	222	266	365	430	462	31	32	60	41	62	608	697	891	1297	1,192
	構成比(%)	62.9	72.4	65.2	79.9	76.6	76.3	74.7	75.9	81.4	76.0	66.0	66.7	83.3	68.3	72.9	67.4	73.0	70.3	80.0	76.2
対人暴力	発生件数(件)	2	4	0	1	2	3	2	10	3	7	2	5	2	3	0	7	11	12	7	9
	構成比(%)	0.4	0.7	0.0	0.1	0.2	1.0	0.6	2.1	0.6	1.2	4.3	10.4	2.8	5.0	0.0	0.8	1.2	0.9	0.4	0.6
器物損壊	発生件数(件)	73	62	79	86	59	40	51	51	40	73	8	7	8	11	20	121	120	138	137	152
	構成比(%)	12.9	11.3	11.0	8.3	6.8	13.7	14.3	10.6	7.6	12.0	17.0	14.6	11.1	18.3	23.5	13.4	12.6	10.9	8.4	9.7
合計	発生件数(件)	564	551	715	1,034	872	291	356	481	528	608	47	48	72	60	85	902	955	1,268	1,622	1,565

※(構成比は、発生件数合計に対する割合)

4 加害児童生徒実人数

(表3・表4参照) (表3) 加害児童生徒実人数推移(校種別)(単位:人)

- 令和5年度と比較すると、小学校で162人の減少(前年度比18.6%減)、中学校で65人の増加(同12.6%増)、高等学校で26人の増加(同40.0%増)、全体としては、71人の減少(同4.9%減)となっている。

	R2	R3	R4	R5	R6	増減人数 (人)	前年度比 (%)
小学校	413	444	572	872	710	▲162	▲18.6%
中学校	261	333	419	515	580	65	12.6%
高等学校	48	54	70	65	91	26	40.0%
計	722	831	1,061	1,452	1,381	▲71	▲4.9%

過去5年間をみると、小学校で令和

5年度が最多、中学校と高等学校は令和6年度が最多となっている。

- 1,000人あたりの学年別加害児童生徒実人数は、中学1年生(18.2人)が最多。次いで、中学2年生(14.5人)、小学6年生(10.6人)の順となっている。

(表4) 学年別加害児童生徒実人数と構成比

R6	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	計
実人数(人)	41	122	122	133	136	156	261	210	109	46	30	14	1	1,381
構成比(%)	3.0	8.8	8.8	9.6	9.8	11.3	18.9	15.2	7.9	3.3	2.2	1.0	0.1	100.0
1,000人あたりの人数(人)	3.2	9.1	8.7	9.5	9.5	10.6	18.2	14.5	7.4	4.2	2.8	1.3	0.4	8.6

5 暴力行為の回数別内訳(表5参照) (表5) 暴力行為の回数別人数(校種別)(単位:人)

- 2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で148人(構成比20.8%)、中学校で112人(同19.3%)、高等学校で8人(同8.8%)、全校種では、268人(同19.4%)となっている。
- 令和5年度と比較すると、2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で15人の減少(9.2%減)中学校で27人の増加

	回数	R2 (人)	R3 (人)	R4 (人)	R5 (人)	R6 (人)	構成比 (%)	増減人数 (人)	前年度比 (%)
小学校	1回のみ	321	351	460	709	562	79.2%	▲147	▲20.7%
	2回以上	92	93	112	163	148	20.8%	▲15	▲9.2%
	小計	413	444	572	872	710	100.0%	▲162	▲18.6%
中学校	1回のみ	220	259	321	430	468	80.7%	38	8.8%
	2回以上	41	74	98	85	112	19.3%	27	31.8%
	小計	261	333	419	515	580	100.0%	65	12.6%
高等学校	1回のみ	46	52	66	61	83	91.2%	22	36.1%
	2回以上	2	2	4	4	8	8.8%	4	100.0%
	小計	48	54	70	65	91	100.0%	26	40.0%
計	1回のみ	587	662	847	1,200	1,113	80.6%	▲87	▲7.3%
	2回以上	135	169	214	252	268	19.4%	16	6.3%
	全校種計	722	831	1,061	1,452	1,381	100.0%	▲71	▲4.9%

(31.8%増)、高等学校で4人の増加(100.0%増)となっている。

- 全校種において2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比は19.4%で、令和5年度からは2.0ポイント増加しており、中学校および高等学校における暴力行為増加の要因の一つであると考えられる。

参考: 2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比
R2:18.7% R3:20.3% R4:20.2% R5:17.4%

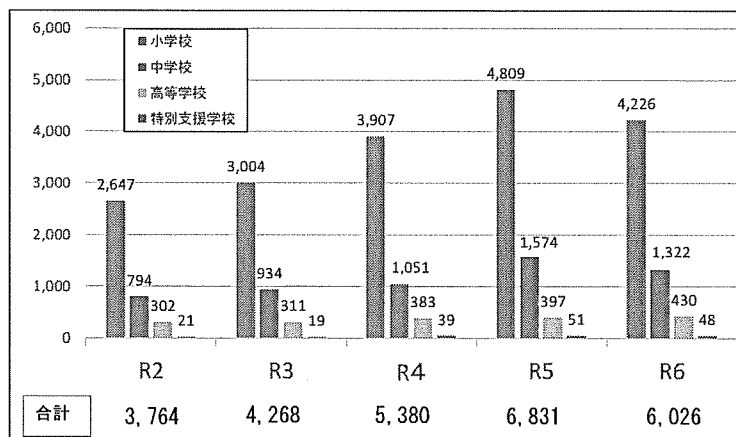
令和6年度 公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等

1 概 要 (図1・表1参照)

- ・令和6年度の公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は全体で6,026件と、令和5年度より805件(11.8%)減少した。
- ・1,000人あたりのいじめ認知件数は37.0件で、令和5年度より4.1件減少している。
- ・令和5年度と比較すると、校種別の1,000人あたりの認知件数は、小学校は約0.9倍、中学校は約0.8倍、高等学校は約1.1倍、特別支援学校は約0.9倍になっており、高等学校以外の校種でやや減少した。

(図1) いじめの認知件数の推移

(単位: 件)



(表1) いじめの1,000人あたりの認知件数

区 分		※学校総数: A(校) [学校基本調査の校数]	全児童 生徒数	認知学校 数:B(校)	認知率: B/A×100 (%)	認知件数:C (件)	認知件数の 増減(件)	1,000人あた りの認知件数
小学校	R 2	370	90,818	307	83.0	2,647	282	29.1
	R 3	364	88,968	310	85.2	3,004	357	33.8
	R 4	363	87,336	308	84.8	3,907	903	44.7
	R 5	360	85,426	302	83.9	4,809	902	56.3
	R 6	360	82,971	286	79.4	4,226	▲ 583	50.9
中学校	R 2	159	45,027	130	81.8	794	▲ 41	17.6
	R 3	159	45,159	133	83.6	934	140	20.7
	R 4	158	44,629	133	84.2	1,051	117	23.5
	R 5	157	44,105	134	85.4	1,574	523	35.7
	R 6	157	43,614	131	83.4	1,322	▲ 252	30.3
高等学校	R 2	67	37,810	59	88.1	302	72	8.0
	R 3	67	36,326	54	80.6	311	9	8.6
	R 4	67	35,384	55	82.1	383	72	10.8
	R 5	67	34,672	58	86.6	397	14	11.5
	R 6	67	34,584	60	89.6	430	33	12.4
特別支援学校	R 2	18	1,747	8	44.4	21	4	12.0
	R 3	18	1,779	8	44.4	19	▲ 2	10.7
	R 4	18	1,763	8	44.4	39	20	22.1
	R 5	18	1,803	10	55.6	51	12	28.3
	R 6	18	1,807	11	61.1	48	▲ 3	26.6
合計	R 2	614	175,402	504	82.1	3,764	317	21.5
	R 3	608	172,232	505	83.1	4,268	504	24.8
	R 4	606	169,112	504	83.2	5,380	1,112	31.8
	R 5	604	166,006	504	83.4	6,831	1,451	41.1
	R 6	604	162,976	488	80.8	6,026	▲ 805	37.0

※高等学校の学校総数は全日制、定時制、通信制を併設している学校はそれぞれの課程につき1校として計上。

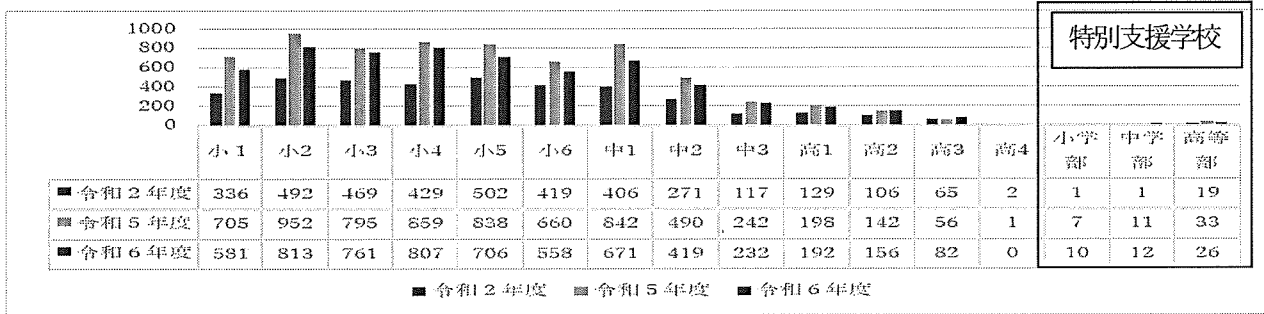
※学校総数は、休校(小学校:18校、中学校:7校)の学校も含む。

※分校は1校として計上。

2 学年別認知件数 (図2参照)

- 令和6年度の学年別認知件数は、令和5年度と比較すると高等学校の2年生と3年生、特別支援学校の小学部と中学部で増加し、それ以外では減少した。
- 令和2年度と比較すると、各校種の学年別認知件数は、高等学校の4年生以外で増加している。最も増加している学年は、小学校では4年生で378件(約1.9倍)、中学校では1年生で265件(約1.7倍)、高等学校では1年生で63件(約1.5倍)、特別支援学校では中学部で11件(12.0倍)である。

(図2) 令和2年度、令和5年度及び令和6年度 学年別認知件数



3 いじめの発見のきっかけ (表2参照)

- 公立小中学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く(小学校 57.9%、中学校 27.5%)、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く(高等学校 49.5%)、昨年度同様、令和2年度から4年度まで最も多かった「アンケート調査など学校の取組みにより発見」を上回っている。特別支援学校では「学級担任が発見」が最も多く(特別支援学校 25.0%)、昨年までもっとも多かった「本人からの訴え」を上回った。

(表2) いじめの発見のきっかけ

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アンケート調査など学校の取組により発見	2,447	57.9%	364	27.5%	59	13.7%	10	20.8%	2,880	47.8%
本人からの訴え	562	13.3%	337	25.5%	213	49.5%	9	18.8%	1,121	18.6%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	563	13.3%	221	16.7%	84	19.5%	7	14.6%	875	14.5%
学級担任が発見	228	5.4%	108	8.2%	15	3.5%	12	25.0%	363	6.0%
児童生徒(本人を除く)からの情報	190	4.5%	89	6.7%	24	5.6%	4	8.3%	307	5.1%
学級担任以外の教職員が発見(養護、スクールカウンセラー等を除く)	97	2.3%	151	11.4%	20	4.7%	0	0.0%	268	4.4%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	109	2.6%	41	3.1%	8	1.9%	1	2.1%	159	2.6%
その他	30	0.7%	11	0.8%	7	1.6%	5	10.4%	53	0.9%
地域住民からの情報	3	0.1%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.1%
養護教諭が発見	8	0.2%	6	0.5%	1	0.2%	0	0.0%	15	0.2%
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	10	0.2%	1	0.1%	2	0.5%	0	0.0%	13	0.2%
匿名による投書など	5	0.1%	0	0.0%	2	0.5%	5	10.4%	12	0.2%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	4	0.1%	1	0.1%	2	0.5%	0	0.0%	7	0.1%
計	4,226	100.0%	1,322	100.0%	430	100.0%	48	100.0%	6,026	100.0%

4 いじめの解消状況 (表3参照)

- 令和6年度のいじめの解消件数は4,552件で、令和5年度より506件減少したものの、解消率は75.5%で、令和5年度を1.5ポイント上回った。
- ※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省：平成29年3月改定)により、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとなった。
- 次年度6月末の解消状況について、令和6年度の解消率は94.6%で令和5年度を1.7ポイント下回った。

【参考】次年度6月末の解消状況

令和2年度：94.9% 令和3年度：92.1% 令和4年度：92.1%

(表3) いじめの解消状況

区分	解消しているもの	
	R5	R6
小学校(件)	3,518	3,231
解消率(%)	73.2	76.5
中学校(件)	1,224	1,009
解消率(%)	77.8	76.3
高等学校(件)	282	278
解消率(%)	71.0	64.7
特別支援学校(件)	34	34
解消率(%)	66.7	70.8
計(件)	5,058	4,552
解消率(%)【R7.3月末時点】	74.0	75.5

解消率(%)【R7.6月末時点】	96.3	94.6
------------------	------	------

5 いじめの態様 (表4参照)

- ・「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の認知件数に占める割合は 55.1%で、令和元年度以降をみても全校種とも最も高い状態が続いている。
- ・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の認知件数に占める割合は 25.1%で、2 番目に多い態様となっている。

(表4) いじめの態様 (複数回答)

いじめの態様		小学校(件)		中学校(件)		高等学校(件)		特別支援学校(件)		計(件)	
		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
認知件数(総数)		4,809	4,226	1,574	1,322	397	430	51	48	6,831	6,026
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	認知件数	2,098	2,274	866	757	233	264	27	23	3,224	3,318
	構成比	43.6%	53.8%	55.0%	57.3%	58.7%	61.4%	52.9%	47.9%	47.2%	55.1%
仲間外れ、集団による無視をされる。	認知件数	510	481	107	88	30	62	1	3	648	634
	構成比	10.6%	11.4%	6.8%	6.7%	7.6%	14.4%	2.0%	6.3%	9.5%	10.5%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	1,017	1,191	167	269	40	42	10	11	1,234	1,513
	構成比	21.1%	28.2%	10.6%	20.3%	10.1%	9.8%	19.6%	22.9%	18.1%	25.1%
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	365	370	122	137	17	22	2	4	506	533
	構成比	7.6%	8.8%	7.8%	10.4%	4.3%	5.1%	3.9%	8.3%	7.4%	8.8%
金品をたかられる。	認知件数	41	42	21	18	17	1	0	0	79	61
	構成比	0.9%	1.0%	1.3%	1.4%	4.3%	0.2%	0.0%	0.0%	1.2%	1.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	認知件数	266	458	63	133	23	48	1	13	353	652
	構成比	5.5%	10.8%	4.0%	10.1%	5.8%	11.2%	2.0%	27.1%	5.2%	10.8%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	認知件数	609	769	125	160	43	63	6	11	783	1,003
	構成比	12.7%	18.2%	7.9%	12.1%	10.8%	14.7%	11.8%	22.9%	11.5%	16.6%
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	認知件数	108	120	138	161	52	71	12	8	310	360
	構成比	2.2%	2.8%	8.8%	12.2%	13.1%	16.5%	23.5%	16.7%	4.5%	6.0%
その他	認知件数	144	43	33	19	40	15	4	4	221	81
	構成比	3.0%	1.0%	2.1%	1.4%	10.1%	3.5%	7.8%	8.3%	3.2%	1.3%

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 (表5参照)

- ・全ての公立小中学校および県立高等学校でアンケート調査を実施している。特別支援学校ではアンケート回答が難しい児童生徒の実情に応じて、アンケート調査に変えて面談や家庭訪問を行い確認している。

(表5) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答)

(単位: 校)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
(回答対象校数)	(342)	(150)	(67)	(18)	(577)
アンケート調査の実施	342	150	67	17	576
個別面談の実施	299	145	55	11	510
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	226	145	3	6	380
家庭訪問	290	138	16	9	453
その他	8	7	2	2	19

7 いじめの重大事態の発生件数

- ・公立学校における令和6年度のいじめの重大事態の発生件数は20件であった。(小学校5件、中学校6件、高等学校8件、特別支援学校1件)
- ・県立学校で発生した重大事態の調査報告書には、生徒同士のトラブルを把握した場合には教員間で共有を図り、いじめの早期把握および対応など適切に対処すること、教育活動全体を通じてSNSの危険性やトラブル防止についての学習を実施すること、オンライン相談フォームの案内を定期的に行うなど、いつでも悩みを相談できる体制を構築すること、部活動内においても生徒がいじめの問題について自分事として考える機会を設けることなどが提言された。

令和6年度 公立小中学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概 要 (表1・表2・図1・図2参照)

- 令和6年度の公立小中学校における長期欠席児童生徒数は6,439人で、小学校は2,870人、中学校は3,569人となっている。理由別では、「病気」1,165人、「経済的理由」0人、「不登校」4,759人、「その他」515人となっている。
- 不登校児童生徒数は、4,759人（1,000人あたりの不登校児童生徒数は37.6人）で、前年度と比較して191人増加（前年度比4.2%増）。現在の不登校の定義になった平成10年以降、最多となっている。また、過去5年間で年々増加しているが、増加率は鈍化している。
- 不登校児童生徒のうち、50日以上欠席している児童生徒数は3,712人（小学校1,370人、中学校2,342人）で、不登校児童生徒全体の78.0%となっている。
- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数は2,541人（小学校814人、中学校1,727人）で、不登校児童生徒全体の53.4%となっている。
- 学年別の不登校児童生徒数は、学年が進むにつれ増加する傾向があり、中学3年生の1,073人が最多となっている。

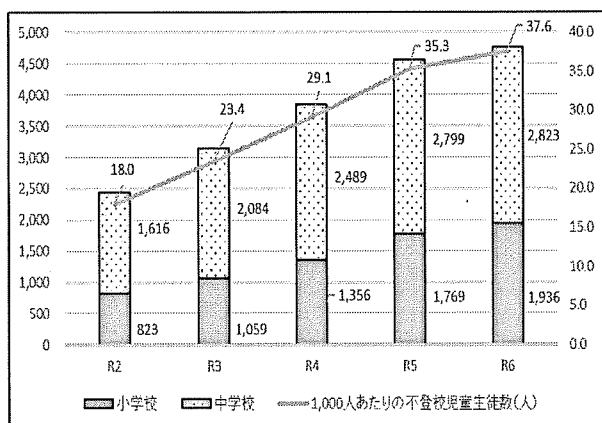
(表1) 理由別長期欠席者の状況

	校種	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数				計 (人)	不登校児童 生徒の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	その他 (人)		
R5	小学校	85,426	590	0	1,769	413	2,772	2.07
	中学校	44,105	700	0	2,799	133	3,632	6.35
	合計	129,531	1,290	0	4,568	546	6,404	3.53
R6	小学校	82,971	548	0	1,936	386	2,870	2.33
	中学校	43,614	617	0	2,823	129	3,569	6.47
	合計	126,585	1,165	0	4,759	515	6,439	3.76

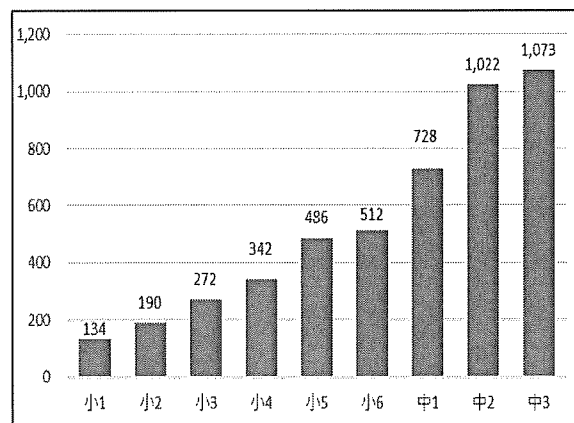
(表2) 不登校児童生徒数の推移

区分	小学校						中学校						不登校児童 生徒数の 合計(人)
	(A)全児童 数(人)	(B)不登校児 童数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校児 童数(人)	不登校児童 生徒のう ち、50日 以上欠席し ている児童 数(人)	不登校児童 生徒のう ち、90日 以上欠席し ている児童 数(人)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校生 徒数(人)	不登校児童 生徒のう ち、50日 以上欠席し ている生徒 数(人)	不登校児童 生徒のう ち、90日 以上欠席し ている生徒 数(人)	
R2	90,818	823	18.4	9.1		381	45,027	1,616	0.2	35.9		1,002	2,439
R3	88,968	1,059	28.7	11.9		436	45,159	2,084	29.0	46.1		1,220	3,143
R4	87,336	1,356	28.0	15.5		620	44,629	2,489	19.4	55.8		1,508	3,845
R5	85,426	1,769	30.5	20.7	1,276	784	44,105	2,799	12.5	63.5	2,319	1,709	4,568
R6	82,971	1,936	9.4	23.3	1,370	814	43,614	2,823	0.9	64.7	2,342	1,727	4,759

(図1) 不登校児童生徒数の推移



(図2) 不登校児童生徒数（学年別）（単位：人）



2 不登校児童生徒について把握した事実（表 3 参照）

- ・不登校児童生徒について把握した事実は、小中学校ともに上位 3 項目が「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」、「不安・抑うつ」の相談があった。」となっている。
- ・小学校において把握した事実は、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(694 人、前年度比 19.4%増) が最も多い。次いで、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(626 人、同 9.6%増)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(517 人、同 8.4%増) の順で多くなっている。
- ・中学校において把握した事実は、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(958 人、前年度比 5.2%減) で最も多い。次いで、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(852 人、同 27.7%増)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(795 人、同 13.1%減) の順で多くなっている。

（表 3） 不登校児童生徒について把握した事実（複数選択回答あり） （単位：人）

区分 学校種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	障がい（疑いの含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13 以外）についての求めや相談があった。	左記に該当なし
R5	小学校	33	212	65	291	38	44	240	414	581	20	571	477	119	117	
	中学校	27	505	66	324	51	87	170	335	667	92	1,011	915	121	108	
	合 計	60	717	131	615	89	131	410	749	1,248	112	1,582	1,392	240	225	
R6	小学校	31	218	65	329	42	42	284	413	694	30	626	517	181	169	98
	中学校	32	380	69	495	66	113	216	387	852	137	958	795	196	146	128
	合 計	63	598	134	824	108	155	500	800	1,546	167	1,584	1,312	377	315	226

※令和 6 年度より「左記に該当なし」が追加

3 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数（表 4 参照）

- ・令和 6 年度の新たな不登校児童生徒数は、小学校では 920 人（47.5%）、中学校では 916 人（32.4%）。
- ・令和 5 年度から継続の不登校児童生徒数は、小学校では 1,016 人（52.5%）、中学校では 1,907 人（67.6%）。
- ・令和 6 年度の新たな不登校児童生徒の小中学校合計の割合は、不登校児童生徒全体の 38.6%（前年度比 9.2 ポイント減）になっている。

（表 4） 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数 （単位：人）

	学校種	小学校							中学校			
	学年	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
R5	不登校児童生徒数	123	170	254	317	396	509	1,769	729	1,043	1,027	2,799
	新たな不登校児童生徒数	123	126	154	176	205	216	1,000	483	432	268	1,183
	継続の不登校児童生徒数		44	100	141	191	293	769	246	611	759	1,616
R6	不登校児童生徒数	134	190	272	342	486	512	1,936	728	1,022	1,073	2,823
	新たな不登校児童生徒数	134	96	142	153	207	188	920	327	370	219	916
	継続の不登校児童生徒数		94	130	189	279	324	1,016	401	652	854	1,907

4 相談・指導を受けた専門機関等（表 5・表 6・表 7 参照）

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒は、小学校 1,163 人（前年度比 40 人増）、中学校 1,697 人（同 6 人増）となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合は、不登校児童生徒全体の 60.1%（前年度比 1.5 ポイント減）、小学校では 60.1%（同 3.4 ポイント減）、中学校では 60.1%（同 0.3 ポイント減）となっている。
- ・学校内において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「スクールカウンセラー、

相談員等による専門的な相談を受けた」で、小学校 518 人で不登校児童全体の 26.8%（前年度比 4.5 ポイント減）、中学校 677 人で不登校生徒全体の 24.0%（同 0.5 ポイント減）となっている。

- ・学校外において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「病院、診療所」で小学校では、347 人で不登校児童全体の 17.9%（昨年度比 2.6 ポイント増）、中学校では 526 人で不登校生徒全体の 18.6%（同 0.3 ポイント減）となっている。次いで多いのが、「教育支援センター」で小学校では、265 人で不登校児童全体の 13.7%（同 2.2 ポイント減）、中学校では 420 人で不登校生徒全体の 14.9%（同 0.2 ポイント増）になっている。
- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な指導・相談を受けていた（養護教諭を除く）児童生徒数は、1,884 人（99.2%）となっている。

（表 5）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

令和6年度	小学校		中学校		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
不登校児童生徒数	1,936	—	2,823	—	4,759	—
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒	1,163	60.1	1,697	60.1	2,860	60.1
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	773	39.9	1,126	39.9	1,899	39.9

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

（表 6）不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

区 分		小 学 校		中 学 校		計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学 校 内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	275	14.2	415	14.7	690	14.5
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	518	26.8	677	24.0	1,195	25.1
	上記による相談・指導等を受けた実人数	685	35.4	916	32.4	1,601	33.6
学 校 外	教育支援センター	265	13.7	420	14.9	685	14.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	233	12.0	258	9.1	491	10.3
	児童相談所、福祉事務所	152	7.9	169	6.0	321	6.7
	保健所、精神保健福祉センター	9	0.5	5	0.2	14	0.3
	病院、診療所	347	17.9	526	18.6	873	18.3
	民間団体、民間施設	102	5.3	87	3.1	189	4.0
	上記以外の機関等	73	3.8	84	3.0	157	3.3
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	825	42.6	1,200	42.5	2,025	42.6

（表 7）学校内外の施設や機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数

区 分	小 学 校		中 学 校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	773	—	1,126	—	1,899	—
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数	767	99.2	1,117	99.2	1,884	99.2

5 不登校児童生徒への指導結果（表 8 参照）

- ・指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」は、小学校では 469 人（24.2%）、中学校では 849 人（30.1%）となっている。
- ・登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、27.6%（前年度比 4.6 ポイント減）となっている。

（表 8）不登校児童生徒への指導結果

区 分	小 学 校		中 学 校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	469	24.2	849	30.1	1,342	27.6
指導中の生徒	1,467	75.8	1,974	69.9	3,517	72.4
合 計	1,936	—	2,823	—	4,859	—

6 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について（表 9 参照）

- ・不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数は 1,095 人（小学校 298 人、中学校 797 人）となっている。

※本年度より新設された質問項目です。

（表 9）不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数（複数回答）

区分	小 学 校	中 学 校	計
	人数(人)	人数(人)	人数(人)
学校外の学習の成果を成績に反映させた実人数	298	797	1,095

令和6年度 県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要（表1・表2・図1・図2参照）

- 令和6年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は1,706人で、全日制は971人、定時制は735人となっている。理由別では「病気」289人、「経済的理由」15人、「不登校」1,110人、「その他」292人となっている。
- 不登校生徒数は1,110人（前年度比87人増、8.5%増）。全日制は712人（同40人増、6.0%増）、定時制は398人（同47人増、13.4%増）。全日制・定時制ともに調査が始まった平成16年度以降、最多となっている。
- 1,000人あたりの不登校生徒数は全日制で23.4人（前年度比1.5人増）、定時制で246.0人（同19.3人増）、全体では34.6人（同2.9人増）となっている。
- 不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数は588人（全日制318人、定時制270人）で、不登校生徒全体の53.0%となっている。
- 不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数は218人（全日制99人、定時制119人）で、不登校生徒全体の19.6%となっている。
- 学年別の不登校生徒数は、全日制・定時制ともに2年生が最多となっている。

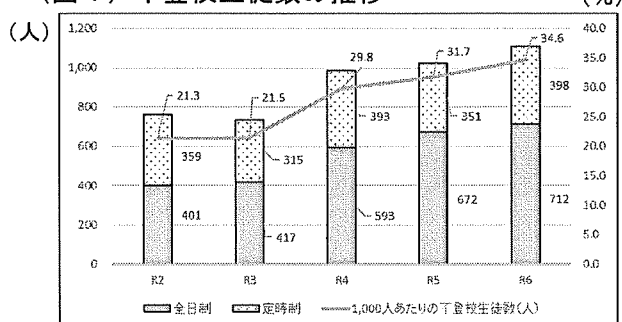
（表1）理由別長期欠席者の状況

	課程	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数				計 (人)	不登校生徒 の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	その他 (人)		
R5	全日制	30,718	289	0	672	83	1,044	2.19
	定時制	1,548	41	25	351	247	664	22.67
	合 計	32,266	330	25	1,023	330	1,708	3.17
R6	全日制	30,436	243	0	712	16	971	2.34
	定時制	1,618	46	15	398	276	735	24.60
	合 計	32,054	289	15	1,110	292	1,706	3.46

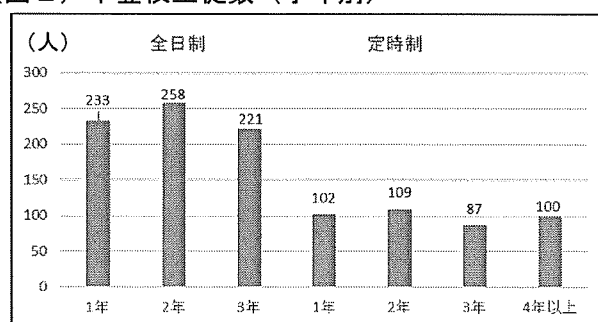
（表2）不登校生徒数の推移

区分	全日制						定時制					
	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当 たりの不登校 生徒数(人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数(人)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当 たりの不登校 生徒数(人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)	不登校生徒 のうち、90 日以上欠席 している生 徒数(人)
R2	34,018	401	▲ 22.3	11.8		53	1,625	359	37.0	220.9		123
R3	32,508	417	4.0	12.8		57	1,596	315	▲ 12.3	197.4		114
R4	31,521	593	42.2	18.8		101	1,602	393	24.8	245.3		142
R5	30,718	672	13.3	21.9	301	88	1,548	351	▲ 10.7	226.7	241	125
R6	30,436	712	6.0	23.4	318	99	1,618	398	13.4	246.0	270	119

（図1）不登校生徒数の推移



（図2）不登校生徒数（学年別）



※単位制については相当する学年に割り振っています。

2 不登校生徒について把握した事実（表3参照）

- ・ 不登校生徒について把握した事実は、全日制・定時制ともに上位3項目が「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」「不安・抑うつに関する相談があった」となっている。
- ・ 全日制では「生活リズムの不調に関する相談があった」（前年度比36人増、1.8%増）が最も多い。次いで、「不安・抑うつに関する相談があった」（同6人増、4.8%増）、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」（57人減、0.2%減）の順で多くなっている。
- ・ 定時制では「生活リズムの不調に関する相談があった」（同13人増、1.8%増）が最も多い。次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」（同24人減、0.2%増）、「不安・抑うつに関する相談があった」（同13人増、4.8%増）の順で多くなっている。

（表3） 不登校生徒について把握した事実（複数選択回答あり） （単位：人）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		がい あじ つめ たの 被害 の情 報や 相談	がをい あめじ つぐめ たる被 害。問 害を の除 情く 報友 や人 相談	題教 の職 員報 とや の相 関係 がを あめ つぐ たる。問	未学 提案 出の が不 振ら れ頻 な宿 題の	談学 が校 あ の つき たま 。リ 等 に 関 する 相	た不 入。適 学 応、 に転 編る 入 相 学 談、 が進 あ級 つ時 の	報家 や底 相 生 活 がの あ 変 化 た に。関 する 情	題親 の子 情の 報 関 やわ 相 り 談 方 がに あ 関 つ す た る。問	相 生 活 が り あ ズ つ た の。 不 調 に 関 する	やあ 相 そ 談 び が、 あ 非 つ 行 た に。関 する 情 報	出学 な校 い生 等活 のに 相 対 談 し が て あ や る た 気 が	た不 。安 ・ 抑 う つ の 相 談 が あ つ	求困 めす が や る い 相 特 へ 疑 が ない あ 教 を っ 育 含 た 的 む 。支 援 に の 起	たつ個 い別 ての 配 求 慮 め へ や 1 相 3 談 以 外 あ っ に	左 記 に 該 当 な し
R5	全日制	14	113	9	112	22	37	34	71	210	51	225	173	16	22	
	定時制	2	13	0	19	11	7	21	18	151	4	97	66	3	3	
	合計	16	126	9	131	33	44	55	89	361	55	322	239	19	25	
R6	全日制	34	98	15	111	19	21	53	82	246	46	168	179	14	26	106
	定時制	3	18	7	24	0	4	30	37	164	10	73	53	7	8	80
	合計	37	116	22	135	19	25	83	119	410	56	241	232	21	34	186

※本年度より調査項目に「左記に該当なし」が追加されています。

3 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数（表4参照）

- ・ 令和6年度の新たな不登校生徒数は、全日制 561 人（78.8%）、定時制 186 人（46.7%）で、合計 747 人（67.3%、前年度比 0.4 ポイント増）となっている。
- ・ 令和5年度から継続の不登校生徒数は、全日制 151 人（21.2%）、定時制 212 人（53.3%）で、合計 363 人（32.7%、前年度比 0.4 ポイント減）となっている。

（表4） 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数 （単位：人）

	学校種	全日制				定時制					全・定
	学年	1	2	3	計	1	2	3	4年以上	計	合計
R5	不登校生徒数	237	218	217	672	99	87	87	78	351	1,023
	新たな不登校生徒数	214	179	154	547	56	35	34	12	137	684
	継続の不登校生徒数	23	39	63	125	43	52	53	66	214	339
R6	不登校生徒数	233	258	221	712	102	109	87	100	398	1,110
	新たな不登校生徒数	197	206	158	561	76	55	31	24	186	747
	継続の不登校生徒数	36	52	63	151	26	54	56	76	212	363

※単位制については相当する学年に割り振っています。

4 相談・指導等を受けた専門機関等（表5・表6・表7参照）

- ・ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒は、全日制388人（9人増）、定時制128人（4人増）となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒の割合は、全日制54.5%（前年度比1.9ポイント減）、定時制32.2%（同3.1ポイント減）となっている。
- ・ 学校内において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、全日制233人で不登校生徒全体の32.7%（前年度比19人増、0.9ポイント増）、定時制50人で不登校生徒全体の12.6%（同3人減、2.5ポイント減）となっている。
- ・ 学校外において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「病院、診療所」で、全日制172人で不登校生徒全体の24.2%（前年度比23人増、2.0ポイント増）、定時制38人で不登校生徒全体の9.5%（同6人増、0.4ポイント増）となっている。
- ・ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた（養護教諭を除く）生徒は、全日制316人で不登校生徒全体の97.5%（前年度比48人増、6.0%増）、定時制223人で不登校生徒全体の82.6%（前年度比14人増、9.5%減）となっている。

（表5）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

令和6年度	全日制		定時制		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校生徒数	712	-	398	-	1,110	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校生徒	388	54.5%	128	32.2%	516	46.5%
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	324	45.5%	270	67.8%	594	53.5%

（表6）不登校生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

区 分		全日制		定時制		計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学 校 内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	129	18.1	29	7.3	158	14.2
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	233	32.7	50	12.6	283	25.5
	上記による相談・指導等を受けた実人数	287	40.3	68	17.1	355	32.0
学 校 外	教育支援センター	2	0.3	2	0.5	4	0.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	3	0.4	1	0.3	4	0.4
	児童相談所、福祉事務所	15	2.1	12	3.0	27	2.4
	保健所、精神保健福祉センター	2	0.3	0	0.0	2	0.2
	病院、診療所	172	24.2	38	9.5	210	18.9
	民間団体、民間施設	5	0.7	3	0.8	8	0.7
	上記以外の機関等	16	2.2	2	0.5	18	1.6
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	198	27.8	52	13.1	250	22.5

※割合は、不登校生徒数に対する割合

（表7）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数

区 分	全日制		定時制		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	324	-	270	-	594	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数	316	97.5	223	82.6	539	90.7

5 不登校生徒への指導結果（表8参照）

- 「指導の結果、登校する又はできるようになった生徒」は、全日制では340人（47.8%）、定時制では126人（31.7%）となっている。
- 登校する又はできるようになった生徒の割合は、42.0%（前年度比4.5ポイント増）となっている。

（表8）不登校生徒への指導結果状況（単位：人）

区 分	全日制	定時制	合計
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	340	126	466
指導中の生徒	372	272	644
合 計	712	398	1,110

6 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況（表9参照）

- 遠隔授業を受けた生徒は、全日制123人（17.3%）、定時制11人（2.8%）で、合計134人（12.1%）となっている。
- 遠隔授業を受けた生徒のうち単位を修得した生徒は、全日制65人（52.8%）、定時制4人（36.4%）で、合計69人（51.5%）となっている。

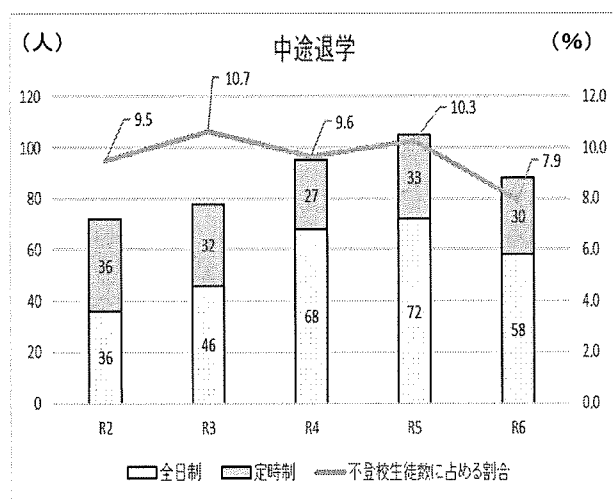
（表9）不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

令和6年度	全日制		定時制		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校生徒数	712	-	398	-	1,110	-
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた	123	17.3%	11	2.8%	134	12.1%
遠隔授業を受けた生徒のうち、遠隔授業によって単位を修得した	65	52.8%	4	36.4%	69	51.5%

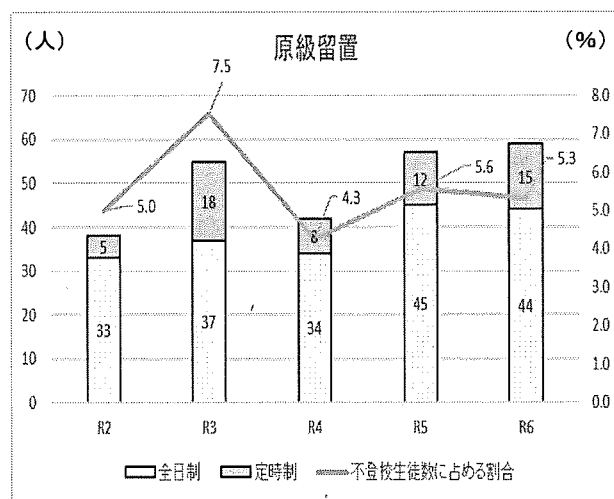
7 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数（図3・図4参照）

- 不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、全日制58人（前年度比14人減）、定時制30人（同3人減）で、計88人（不登校生徒数に占める割合：7.9%、同2.4%減）となっている。
- 不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、全日制44人（同1人減）、定時制15人（同3人増）で、計59人（不登校生徒数に占める割合：5.3%、同0.3%減）となっている。

（図3）不登校のうち、中途退学になった生徒数



（図4）不登校のうち、原級留置になった生徒数



令和6年度 県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要(表1・図1・図2・図3参照)

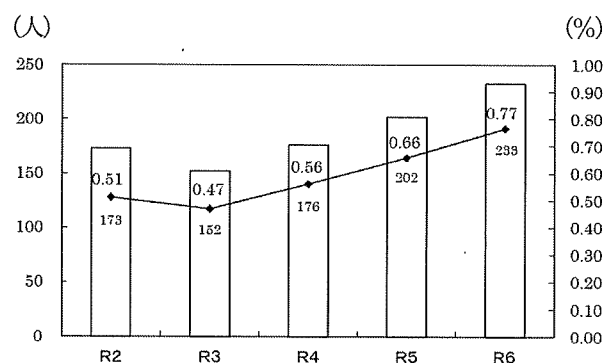
- 令和6年度の県立高等学校における中途退学者は、全課程で増加している。
- 中途退学者数は、全体で369人(前年度比43人増)。全日制233人(同31人増)、定時制114人(同3人増)、通信制22人(同9人増)となっている。
- 中途退学率は、全体で1.07%(前年度比0.13ポイント増)。全日制0.77%(同0.11ポイント増)、定時制7.17%(同0.01ポイント増)、通信制0.89%(同0.35ポイント増)となっている。
- 過去5年間では、中途退学者数、中途退学率ともに、令和2年度から令和3年度にかけては減少傾向であったが、令和4年度からは年々増加している。

(表1) 中途退学者数・中途退学率推移

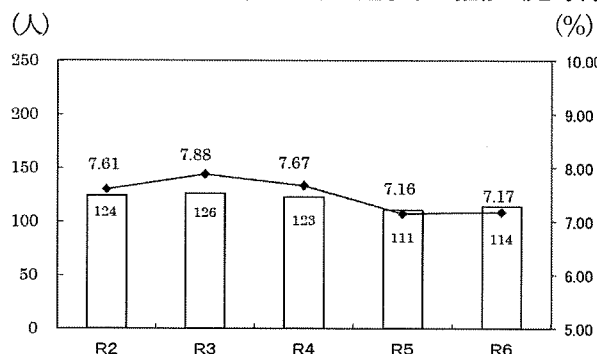
※中退率は年度当初の在籍生徒数に対する割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全日制 中退者数(人)	173	152	176	202	233
中退率(%)	0.51	0.47	0.56	0.66	0.77
定時制 中退者数(人)	124	126	123	111	114
中退率(%)	7.61	7.88	7.67	7.16	7.17
通信制 中退者数(人)	24	12	17	13	22
中退率(%)	1.10	0.54	0.78	0.54	0.89
合 計 (人)	321	290	316	326	369
中退率(%)	0.85	0.80	0.90	0.94	1.07

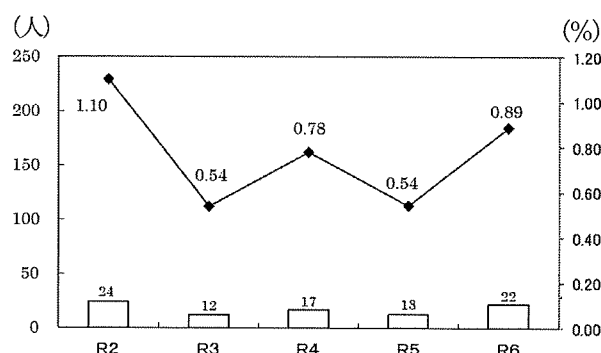
(図1) 中途退学者数及び中途退学率の推移(全日制)



(図2) 中途退学者数及び中途退学率の推移(定時制)



(図3) 中途退学者数及び中途退学率の推移(通信制)



2 学科・学年別中途退学者数等(表2参照)

- 全日制における学科別の中途退学者数及び中途退学率は、普通科104人(中途退学率0.62%)、専門学科91人(同0.80%)、総合学科38人(同1.65%)となっている。
- 学年別の中途退学者数及び中途退学率は、1年生154人(中途退学率1.41%)、2年生124人(同1.16%)、3年生50人(同0.47%)、4年生以上41人(同1.79%)となっている。
- 中途退学者全体に占める割合は、1年生41.7%、2年生33.6%、3年生13.6%、4年生以上11.1%となっている。

(表2) 学年別中途退学者数及び中途退学率

		全日制					定時制		通信制	中途退学者全体に占める割合	合計
		普通科		専門学科		総合学科					
		学年制	単位制	学年制	単位制	単位制	学年制	単位制	単位制		
1年生	在学者数(人)	4,415	1,161	3,351	537	797	41	410	211	-	10,923
	中途退学者数(人)	59	5	40	6	13	4	23	4	-	154
	中退率(%)	1.34	0.43	1.19	1.12	1.63	9.76	5.61	1.90	41.7	1.41
2年生	在学者数(人)	4,337	1,182	3,280	514	760	12	346	257	-	10,688
	中途退学者数(人)	32	1	33	4	19	1	24	10	-	124
	中退率(%)	0.74	0.08	1.01	0.78	2.50	8.33	6.94	3.89	33.6	1.16
3年生	在学者数(人)	4,480	1,158	3,213	513	742	18	312	174	-	10,610
	中途退学者数(人)	4	3	7	1	6	4	20	5	-	50
	中退率(%)	0.09	0.26	0.22	0.19	0.81	22.22	6.41	2.87	13.6	0.47
4年生	在学者数(人)	-	-	-	-	-	14	436	1,838	-	2,288
	中途退学者数(人)	-	-	-	-	-	0	38	3	-	41
	中退率(%)	-	-	-	-	-	0.00	8.72	0.16	11.1	1.79
合計	在学者数(人)	13,232	3,501	9,844	1,564	2,299	85	1,504	2,480	-	34,509
	中途退学者数(人)	95	9	80	11	38	9	105	22	-	369
	中退率(%)	0.72	0.26	0.81	0.70	1.65	10.59	6.98	0.89	-	1.07
学科別在学者数(人)		16,733		11,408		2,299	1,589		2,480		
学科別中途退学者数(人)		104		91		38	114		22		
学科別中退率(%)		0.62		0.80		1.65	7.17		0.89		

※単位制については相当する学年に割り振っています。

3 事由別中途退学者（表3・表4・表5参照）

・全日制、定時制において、令和5年度までは、「学校生活・学業不適応」が最も多かったが、令和6年度からは、「進路変更」が最も多くなっている。

・通信制においては、「進路変更」が最も多く、令和3年度以降、同様の傾向となっている。

※（表3、表4、表5における構成比は、中途退学者数合計に対する割合。）

（表3）中途退学者事由別比較（全日制）

事 由	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	16	9.2	23	15.1	23	13.1	26	12.9	23	9.9
学校生活・学業不適応	60	34.7	49	32.2	64	36.4	102	50.5	47	20.2
進路変更	54	31.2	43	28.3	54	30.7	57	28.2	142	60.9
別の高校への入学を希望	14	8.1	14	9.2	20	11.4	19	9.4	44	18.9
専修・各種学校への入学を希望	1	0.6	2	1.3	4	2.3	1	0.5	4	1.7
就職を希望	26	15.0	14	9.2	18	10.2	21	10.4	80	34.3
高等学校卒業程度認定試験を希望	4	2.3	6	3.9	6	3.4	6	3.0	6	2.6
その他	9	5.2	7	4.6	6	3.4	10	5.0	8	3.4
病気・けが・死亡	17	9.8	9	5.9	13	7.4	9	4.5	9	3.9
経済的理由	1	0.6	0	0.0	2	1.1	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	5	2.9	14	9.2	8	4.5	7	3.5	10	4.3
問題行動等	17	9.8	9	5.9	6	3.4	1	0.5	0	0.0
その他の理由	3	1.7	5	3.3	6	3.4	0	0.0	2	0.9
合 計	173	—	152	—	176	—	202	—	233	—

（表4）中途退学者事由別比較（定時制）

事 由	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	0	0.0	3	2.4	4	3.3	1	0.9	1	0.9
学校生活・学業不適応	50	40.3	41	32.5	39	31.7	41	36.9	27	23.7
進路変更	36	29.0	51	40.5	41	33.3	41	36.9	54	47.4
別の高校への入学を希望	4	3.2	2	1.6	5	4.1	5	4.5	5	4.4
専修・各種学校への入学を希望	2	1.6	1	0.8	1	0.8	3	2.7	1	0.9
就職を希望	23	18.5	32	25.4	27	22.0	27	24.3	39	34.2
高等学校卒業程度認定試験を希望	2	1.6	3	2.4	3	2.4	1	0.9	0	0.0
その他	5	4.0	13	10.3	5	4.1	5	4.5	9	7.9
病気・けが・死亡	5	4.0	2	1.6	5	4.1	4	3.6	5	4.4
経済的理由	4	3.2	0	0.0	4	3.3	3	2.7	2	1.8
家庭の事情	12	9.7	23	18.3	17	13.8	7	6.3	14	12.3
問題行動等	1	0.8	3	2.4	0	0.0	1	0.9	2	1.8
その他の理由	16	12.9	3	2.4	13	10.6	13	11.7	9	7.9
合 計	124	—	126	—	123	—	111	—	114	—

（表5）中途退学者事由別比較（通信制）

事 由	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
学業不振	0	0.0	0	0.0	1	5.9	6	46.2	1	4.5
学校生活・学業不適応	16	66.7	1	8.3	3	17.6	0	0.0	0	0.0
進路変更	6	25.0	7	58.3	11	64.7	6	46.2	16	72.7
別の高校への入学を希望	1	4.2	2	16.7	1	5.9	4	30.8	0	0.0
専修・各種学校への入学を希望	0	0.0	0	0.0	1	5.9	0	0.0	1	4.5
就職を希望	0	0.0	3	25.0	5	29.4	1	7.7	9	40.9
高等学校卒業程度認定試験を希望	2	8.3	0	0.0	4	23.5	1	7.7	5	22.7
その他	3	12.5	2	16.7	0	0.0	0	0.0	1	4.5
病気・けが・死亡	0	0.0	2	16.7	2	11.8	0	0.0	2	9.1
経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	2	8.3	2	16.7	0	0.0	1	7.7	1	4.5
問題行動等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9.1
合 計	24	—	12	—	17	—	13	—	22	—